

PTA 活動内容の変更に関する提案書

毎年 4 月に開催される第 1 回保護者会後（1 年生については入学式）でのクラス委員選出や、10 月開催のクラス選出会において、多くのクラスでくじ引きで選出が行われています。毎年、当たり前のようにくじで委員が選出されていることについて、PTA 本部内で「PTA や委員会のあり方（仕事内容・委員の人数など）を見直すべきではないか？」との討議がなされました。また、委員はハードルが高いが、サポーターならできる範囲で協力できる、などの意見を各行事のたびにサポーターの皆さまに記入していただいているアンケートで多くいただいており、実際、サポーターにはたくさんの応募をいただいております。その上で、各委員の皆様アンケートにご協力いただきました。いただいたアンケートの結果を踏まえ、以下の通り、PTA 本部より PTA 総会に提案をさせていただきます。既に運営委員会においては以下の内容について承認を頂いております。

<PTA 規約改正を伴わない提案>

1. PTA 本部役員について（現行 会長 1 名・副会長 2 名・書記 2 名・会計 2 名）

PTA 本部での業務は校内での活動（各学校行事への協力）と校外での活動（中 P 連における活動、関地区委員会における活動など）に分かれ、校外での活動は会長・副会長が担当しています。

（変更点）

- ① 現在、各種ボランティアの募集などの文書作成・印刷を副会長が行っています。副会長は校外での活動もあり、仕事の性質から校内における PTA 会員向けの文書作成・印刷につきましては書記に移管することとします。副会長の文書作成は校外での活動（関地区委員会の各分会についてなど）の文書のみとします。
- ② 書記・会計のうち 1 名は 1 年生から入学式に選出されます。現在は書記・会計の任期が特に定められておりません。年度ごとに活動を行うと 5 月の PTA 総会において 1 年生から選出された書記・会計が承認されるまでの期間、1 名のみでの活動になってしまいます。この期間は入学者向けの書類や、委員総会・PTA 総会向けの資料や年間予算の策定、各種サポーターやボランティアの募集など、1 年の中でも仕事のボリュームが大きくなる時期になり、1 名では負担が大きくなっています。そこで、1 年生で選出された書記・会計については任期を「年度初の PTA 総会から翌年度初の PTA 総会まで」とします。それにより、引き継ぎの漏れなども防止することができ、1 人あたりの仕事の負担を軽減することができます。
- ② 現在、サポーターの募集は PTA 本部で行い、その振り分け作業を各委員会に依頼しています。振り分け作業は実質委員長一人で行っているケースがほとんどで、特に第 1 回の学校公開については日程の関係で副委員長も選出されていない状態のため、委員長 1 人で担当するしかない状況です。この作業は PTA 本部にて副会長 2 名が担当することとします。負担増の仕事量につきましては、①にあるように一部の書類作成作業を書記に移管することにより調整します。
副会長がサポーターの振り分けを一括して行うことに伴い、サポーターをお断りする際（同じ行事にサポーターが集中したなどの場合）にもその旨をお知らせすることとします。

2. 学級委員会について（現行 各クラス 2 名選出）

学級委員会はクラスに関する委員会活動を行います。現在の主な活動は PTA 会費の徴収の手伝い、サポーターの振り分け作業、学年委員会の開催などです。

(変更点)

- ① PTA 会費徴収の手伝いについて、現在は「各クラスの生徒が持参した PTA 会費を確認して徴収、集計する」のがその内容ですが、来年度より「持ってくるのを忘れた生徒への電話連絡」をその作業に追加致します。現在はその作業を PTA 本部で行っておりますが、PTA 本部には各クラスの連絡網が無いことや、本部で行うと集計作業が終了してからの作業になってしまうため、せっかく保護者が届けてくれても銀行の職員が会費を集金に来る時間に間に合わないなどの不都合が生じているためです。
- ② 学年委員会についてですが、先生と交流できたという意見がある一方、部活動の顧問などもある忙しい先生の時間を割いてもらってまで実施する必要があるのか、という意見がありました。また、仕事をしながら（先生方が学校にいらっしゃる）平日に参加するのは厳しいという意見も頂きました。これを踏まえ、毎年必ず開催する、ということではなく、その年度の委員で話し合い、必要ならば開催する、ということとします。
- ③ 現在、学級委員会の3年生が卒業対策委員を兼ねています。「学級委員の活動よりも卒業対策委員の活動の方が仕事量が多い」のが現状で、ほかの学年の委員との仕事量に差が出ています。この卒業対策委員の仕事は選出管理委員会の3年生の委員に移管することとします。選出管理委員会に移管する理由につきましては、後から出る「選出管理委員会」の項で説明致します。
- ④ 前述したとおり、サポーター振り分け作業につきましては、PTA 本部・副会長に移管することとします。

3. 教養委員会について（現行 各クラス 2 名選出）

教養委員会は、講演会の開催・運営を行い、生徒や保護者の教養を深めることの生涯学習に必要な活動を計画することを目的に組織されています。主な活動内容は、年 1 回の講演会の開催、学習発表会における茶道体験の手伝い(主催は PTA 本部)、サポーターの振り分け作業などです。

教養委員の方からの回答には、委員会そのものの意義を問うものが複数ありました。

(変更点)

- ① 講演会を年 1 回開催していますが、一般の保護者の参加が極めて少なく、委員に動員をかけることによって出席者を確保している状況が続いています。学校で開催できる講演会は内容についても大きく制約があり、また仕事をしている保護者が多い状況、教養を深めるための各種の講演会や講座が他にもたくさんあることなどが主な原因と考えられます。「毎年開催する」のではなく、その年度の委員会で「ぜひ開催したい」講演会がある場合にのみ開催することとし、開催しない場合には学校主催の講演会の出席と手伝いを行うことを検討します。
- ② 学習発表会における茶道体験の手伝いですが、「サポーター募集でまかなえるのでは」との意見を多くいただきました。これは、茶道体験が本部主催、教養委員会は手伝いという形で近年実施されており、教養委員の役割が雑用などの作業に限定されていることによるものと考えられます。むしろ教養委員会のメンバーに主体的に実施していただくことにより、規約にある「生徒や保護者の教養を深めるための」活動にさせていただくことが望ましいと考えます。主催を PTA 本部から教養委員会に移管します。また、準備などの人手につきましては、引き続きサポーター募集も行います。
- ③ サポーターの振り分け作業については、前述の通り副会長に移管いたします。

4. 選出管理委員会について（現行 各クラス 2 名選出）

選出管理委員会は、当年度の各クラスのクラス委員および次年度 PTA 本部役員の選出（1 年生のみ当年度）を行います。

(変更点)

- ① 次年度 PTA 本部役員の選出が大きな仕事としてあるため、クラス選出会の必要がない3年生の委員の仕事のボリュームが少ないという意見が他学年の委員から複数ありました。また、自分の学年から次年度役員が出ないという意識からか、委員会や互選会への出席率なども低く、同じ委員なのにという不公平感があるようです。2の学級委員会の項で述べたとおり、卒業対策委員の仕事を経年3年生のクラスから選出された選出管理委員会に移管します。
- ② 前述した通り、サポーターの振り分け作業につきましては、副会長に移管します。

5. 生活委員会について（現行 各クラス3名選出）

生活委員会は、パトロール等を通じて生徒の安心で安全な学校生活を守る役割を担っています。主な活動は運動会や近隣の祭り等におけるパトロールや、朝のあいさつ運動などです。委員長は関地区委員会に所属します。

（変更点）

- ① 現在行っている近隣の祭りのパトロールの中で、「東伏見アイスアリーナ夏祭り」について、パトロールの必要性を問う回答が複数ありました。実施会場も中学校から遠く、学区外であることから、祭りに参加している生徒も少ないようです。このパトロールについては、次年度に向けて生活委員会で検討することとします。
- ② 朝の挨拶運動について、実施する意義を問う回答が多く寄せられました。生徒たちや防犯パトロールの朝一番の時間でも実施しているため、活動が重なること、ごく一部の決まった委員しか参加できないことなどが理由として挙げられます。
一方で学校側からは「関中生は挨拶が少ないと考えており、何らかの活動は継続してほしい」との意見がありました。関町北小学校、石神井台小学校と共に朝の挨拶運動（今年度は2月に実施）にサポーターを募集してはどうか、などの案が上がりました。来年度に向けて検討していきます。
- ③ 運動会や夏祭りなど、パトロールの重要性は変わることがありません。また、地域の安全を図るために近隣の小学校や地域と交流をするため、委員長の関地区委員会への出席も必要であると考えられます。他の委員会よりも1名多くクラスから選出されていますが、人手の確保のためには現行のまま適切だと思われます。
- ③ 前述の通り、パトロールを除くサポーターの振り分け作業を、副会長に移管します。

＜PTA 規約改正を伴う提案＞

- 1 PTA 規約第6章第14条ですが、平成28年度より3学期制に移行するに伴い、改定致します。学期で期間を分けるのではなく、日にちで分けることにより、今後、このような学期に関する制度改正があった時に対応できるようにします。
（改定前） なお、1学期中の転入時は全額とし、2学期中の転入時は半額とする（保険料を除く）。
1学期中（2学期始業式の前日まで）に転出する際は転出する1週間前までに申し出のあった会員のみ会費の半額を返金する（保険料は除く）。
（改定後） なお、9月30日までの転入時は全額とし、10月1日以降の転入時は半額とする（保険料は除く）。9月30日までに転出する際は転出する1週間前までに申し出のあった会員のみ会費の半額を返金する（保険料は除く）。
- 2 2. 学級委員会および3. 教養委員会での仕事内容を提案の上、両委員会を合併し、来年度から新たな「学級委員会」とすることを提案いたします。これにより、各クラスから選出される委員の数を2名削減することができます。その仕事内容を記載した第9章第24条～27条について以下の通り変更致します。

第24条 1項 この会は、目的を達成するために次の委員会を置く。

- (1) 学級委員会
- (2) 生活委員会
- (3) 選出管理委員会

第24条 2項 各学級から委員を選出する（学級・生活・選出管理）

第25条 下記<5>参照。

第26条 各学級の学級・生活・選出管理委員をもって前項の学級・生活・選出管理委員会を構成し、それぞれ委員長1名・副委員長2名を各学年より互選する。

第27条 1項 (1) 学級委員会は、学年、学級間の連絡・調整を図り、必要に応じて学年・学級の集会や教養を深めるための講演会等を企画し開催する。保護者と教職員の相互理解を深め互いの教育力の向上に寄与する活動として必要に応じて学年委員会を開催する。学年委員会は各学級より選出された委員と各学年の本部役員をもって構成する。なお、学級委員会の正副委員長は、学年委員会の委員長を兼任する。

- (3) を削除
- (4) を(3)に繰り上げ。

3 第8章第23条に「運営委員会は、この会の運営の中心となる機関であって、会長が原則として毎月1回招集し」とありますが、少なくとも平成24年度からは年5回の開催となっており、実状に則さないものとなっています。上記部分を「会長が原則として年5回程度招集し」と改定致します。

4 第9章第25条「前年度に各委員会の正委員長経験者は、引き受けた学年の生徒が本校に在籍する間、互選会において次年度役員候補ならびに各委員長候補から外れる権利を有する。」とありますが、各委員会委員長を互選会で決定しなければならないという規定はなく、各年度の選出管理委員会に委ねられています。この文章では互選会以外の場で委員長選出がなされた場合、権利が発生しないことになってしまいます。また、平成26年度年度末総会で承認された内容は「委員長候補」から外れる権利ではなく「委員候補」から外れる権利となっております。第11条2項を参考に「各委員会委員長は1年間の任期を終えてから、引き受けた学年の生徒が本校に在籍する期間、申告することにより役員及び各委員候補者から外れる権利を有する」と改めます。

5 第9章第27条1項(4)で「本部・学校より各2名が選出管理委員会に所属する」とありますが、近年、学校からは副校長1名、本部からは所属する役員が出ていません。またそのことによる弊害も発生していないことから実態に則する規約に改定します。

(改定前) (前半略)

本部・学校より各2名が選出管理委員会に所属する。
また、次年度の委員の選出に必要な活動を行う。

(改定後) (前半略)

学校より1名が選出管理委員会に所属する。
また、次年度の委員の選出に必要な活動を行う。